新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第55号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後

附　則

１～５　（略）

６　附則第４項に規定する貸付けに係る利率は、第３条第１項及び第３項の規定にかかわらず、年0.5パーセントとする。

別表第１（第３条、第10条関係）

番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	（略）	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第１項に規定する中小企業者及び同条第５項に規定する組合等	（略）	0.5パーセント	（略）		

改　　正　　前

附　則

１～５　（略）

６　附則第４項に規定する貸付けに係る利率は、第３条第１項及び第３項の規定にかかわらず、年0.65パーセントとする。

別表第１（第３条、第10条関係）

番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	（略）	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第９条第１項に規定する中小企業者等	（略）	0.65パーセント	（略）		

1の2	（略）	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第10条第１項に規定する中小企業者	（略）		
2	（略）			0.5パーセント	（略）
2の2	（略）	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第２条第16号に規定する中小企業者	（略）	0.5パーセント	（略）
3	（略）	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）	（略）	0.5パーセント	（略）

1の2	（略）	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業新事業活動促進法第11条第１項に規定する中小企業者	（略）		
2	（略）			0.65パーセント	（略）
2の2	（略）	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第２条第11号に規定する中小企業者	（略）	0.65パーセント	（略）
3	（略）	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）	（略）	0.65パーセント	（略）

			である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第３条第１項第２号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。）又は出資会社（同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。）							である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第２条第１項第２号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。）又は出資会社（同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。）			
（略）							（略）						
	5	（略）	共同施設事業を行う政令第３条第１項第２号イに規定する特定中小企業団体（以下「特定中小企業団体」という。）若しくはその組合員等で	（略）	0.5パーセント	（略）		5	（略）	共同施設事業を行う政令第２条第１項第２号イに規定する特定中小企業団体（以下「特定中小企業団体」という。）若しくはその組合員等で	（略）	0.65パーセント	（略）

		ある特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、企業組合又は協業組合			
（略）					
7	（略）			0.5 パーセント	（略）
8	（略）			0.5 パーセント	（略）
9	（略）			0.5 パーセント	（略）
10	（略）			0.5 パーセント	（略）
11	（略）	地域産業創造基盤整備事業を行う政令第３条第２項第１号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。）、同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会	（略）		

		ある特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、企業組合又は協業組合			
（略）					
7	（略）			0.65パーセント	（略）
8	（略）			0.65パーセント	（略）
9	（略）			0.65パーセント	（略）
10	（略）			0.65パーセント	（略）
11	（略）	地域産業創造基盤整備事業を行う政令第２条第２項第１号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。）、同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会	（略）		

		等」という。)又は市町村	
(略)			
13	(略)	0.5 パーセント	(略)
14	(略)	0.5 パーセント	(略)

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経営革新計画承認グループ事業　政令第３条第１項第１号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(1)の２　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業　政令第３条第１項第１号イに掲げる事業のうち、省令第26条第２項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2) 下請振興事業計画承認グループ事業　政令第３条第１項第１号ロに掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)の２　総合効率化計画認定グループ事業　政令第３条第１項第１号ハに掲げる事業のうち、省令第27条の２の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(3) 施設集約化事業　政令第３条第１項第２号イからニまでに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号イ、第29条第１項第１号イ及び第30条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項の要件に該当するもの、省令第31条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項第１号イの要件に該当するもの又は同条第１項第２号の基準に適合し、かつ、同条第４項の要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

(4)　(略)

(5) 共同施設事業　政令第３条第１項第２号イ又はロに掲げる事業のうち、

		等」という。)又は市町村	
(略)			
13	(略)	0.65パーセント	(略)
14	(略)	0.65パーセント	(略)

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経営革新計画承認グループ事業　政令第２条第１項第１号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(1)の２　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業　政令第２条第１項第１号イに掲げる事業のうち、省令第26条第２項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2) 下請振興事業計画承認グループ事業　政令第２条第１項第１号ロに掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)の２　総合効率化計画認定グループ事業　政令第２条第１項第１号ハに掲げる事業のうち、省令第27条の２の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(3) 施設集約化事業　政令第２条第１項第２号イからニまでに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号イ、第29条第１項第１号イ及び第30条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項の要件に該当するもの、省令第31条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項第１号イの要件に該当するもの又は同条第１項第２号の基準に適合し、かつ、同条第４項の要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

(4)　(略)

(5) 共同施設事業　政令第２条第１項第２号イ又はロに掲げる事業のうち、

省令第28条第１項第１号ハ又は第29条第１項第１号ロの要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(6)　(略)

(7) 設備リース事業　政令第３条第１項第２号イに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号ハの要件に該当し、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）であつて知事が別に定める基準に適合するもの

(8) 企業合同事業　政令第３条第１項第２号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第１項第２号から第６号まで、第31条第１項第４号から第８号まで、第32条及び第33条の要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(9) 集団化事業　政令第３条第１項第３号に掲げる事業のうち、省令第34条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(10)　集積区域整備事業　政令第３条第１項第４号に掲げる事業のうち、省令第35条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(11)　地域産業創造基盤整備事業　政令第３条第２項第１号に掲げる事業のうち、省令第36条第１号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(12)　商店街整備等支援事業　政令第３条第２項第２号に掲げる事業のうち、省令第37条第１号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14)　(略)

別表第３（第３条関係）

省令第28条第１項第１号ハ又は第29条第１項第１号ロの要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(6)　(略)

(7) 設備リース事業　政令第２条第１項第２号イに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号ハの要件に該当し、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）であつて知事が別に定める基準に適合するもの

(8) 企業合同事業　政令第２条第１項第２号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第１項第２号から第６号まで、第31条第１項第４号から第８号まで、第32条及び第33条の要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(9) 集団化事業　政令第２条第１項第３号に掲げる事業のうち、省令第34条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(10)　集積区域整備事業　政令第２条第１項第４号に掲げる事業のうち、省令第35条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(11)　地域産業創造基盤整備事業　政令第２条第２項第１号に掲げる事業のうち、省令第36条第１号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(12)　商店街整備等支援事業　政令第２条第２項第２号に掲げる事業のうち、省令第37条第１号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14)　(略)

別表第３（第３条関係）

番号	要　　件
（略）	
17	別表第１備考第１号又は第３号から第９号までに掲げる事業のうち中小企業等経営強化法第９条第２項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	
19	別表第１備考第３号、第５号、第９号又は第10号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	

番号	要　　件
（略）	
17	別表第１備考第１号又は第３号から第９号までに掲げる事業のうち中小企業新事業活動促進法第10条第２項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	
19	別表第１備考第３号、第５号、第９号又は第10号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第４条第１項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正（２の２の項貸付対象者の欄の改正に限る。）は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。